

(様式3)


政務活動（参加・実施）報告書

令和5年5月23日

会 派 民 主 ク ラ ブ

参 加 者 代 表 小 山 征 三

政務活動先 (目的地)	登別市				
開催団体等	自治体議会研究所				
政務活動期間	令和5年5月22日(月)			1日間	
政務活動項目 (名称等)	自治体議会特別セミナーin登別 (議員の資質向上と議会運営の基本)				
政務活動参加者	小山 征三	佐々木修司	橋本 智子		
					計3名
全体参加者数	23名(女性13名、男性10名)				
政務活動の目的・結果等の概要・所見	別紙、セミナー参加報告書参照				

会派内回覧								
-------	---	---	---	---	--	--	--	--

セミナー参加報告書

<民主クラブ> 代 表 小 山 征 三
副幹事長 佐々木 修 司
副幹事長 橋 本 智 子

【自治体議会特別セミナー（議員の資質向上と議会運営の基本）】

1. 目 的

新人からベテランまで議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「議会運営の基本」を身に着けることを目的とする。

2. 期 間

令和5年5月22日(月) 13:30～16:00

3. 主 催

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

4. 会 場

登別市観光交流センター（ヌプル）（登別市港町1丁目4番9号）

5. 内 容

講 師 自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 氏

（議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長）

市議会の役割として以下のものがあげられる。

- ① 憲法 93 条では『議事』機関として議会を設置する」ことになっており、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題である。
- ② 条例、予算を定めること、決算を認定する「議決機関」としての権能がある。
- ③ 首長その他の執行機関の事務執行に対して、これを「監視」する機能がある。
- ④ 議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、「政策形成」機能を担っている。

ただ現実的には議決機関としての役割しか担っていない場合が多く、講師が見ても議員が政策形成機能にあまり関心がないのが現状となっている。

憲法上、地方公共団体の首長と議会の二元主義が採用されていると一般に理解されているので、与野党対立は想定されていないが、実際はそうした構造にはなっていない。

二元代表制は機能していない現状である。「執行機関」とされる長に対して、「議事機関」としての機能が十分発揮されていない議会が多いようである。

二元代表制をとっているにもかかわらず、地方自治体の長、つまり首長にかなり強い権限を認める一方で、議会への権限は限定的に列挙するやり方をとっている。

首長優位の仕組みとしては専決処分、再議制度、予算修正権のなどがある。専決処分に関しては通年議会に対応でき、再議制度や予算修正権も可決に3分の2の同意が必要であるなどハードルは高いが、対抗できる手立ちはある。

現在のような執行機関の追認機関から脱皮し、自治体意思の決定機関であるという自覚が大切である。執行機関への質問だけから議員同士の討議を中心とした議会運営にしていくなかで必要性について様々な事例を挙げて述べられた。

監視機能の強化については一般質問をどのように捉えるかが重要であり、一人の議員個人の問題ではなく、議会としてどう考えるかが問題となる。例えば、一般質問に市長など執行部側が、「検討する」「検討したい」と答弁した場合など、その後の対応を議会として執行機関が実際どのように対応したか1年後などに追跡調査することが必要である。

例えば、執行部からの聞き取りだけでなく、事前の調査を徹底的に行うことが必要になる。

議員の一般質問から議会の政策提案にするには議会として定例会の一般質問の評価を実施するべきである。当該提案について、委員会、全員協議会等で議員間討議を実施し、政策条例や政策提言書とする。このような手順で政策提言書を作った登別市議会の例を挙げ説明した。

首長の専決処分を必要最小限に抑制する方法として通年議会があるが、その他のメリットとして監視機能や政策立案の機能も強化できる。

新型コロナウイルス感染症のように参集しての委員会や議会が開けないときや多様性のある議会を目指す場合はオンラインによる会議の在り方も議論されている。多様性とは育児や介護等やむを得ない事由のある場合が考えられる。委員会の開催については委員会条例の改正により可能である。議会においても2023年の総務省の通知で、一般質問に限り本会議においてオンラインで行うことも可能であることが示された。

政務活動費について「政務活動費の廃止に舵を切るべきだ」という主張もある。しかしながら政策提案をしていくためにも徹底的な事前の調査・研究その他の活動が必要であることから有効に使うべきであり、そのための費用として市町村議会の政務活動費は少なすぎる人が多い。

大事なのは政務活動費を使用した結果や成果をいかに市民に届けるかである。議員はその政策的活用を図り、住民にその成果を還元していくことによって応えるべきである。

6. 結 び

新人議員特別セミナーということではあったが、改めて地方公共団体の議員としての在り方を確認することができた。議会運営の基本についてセミナーに参加した議員の所属する地方公共団体の議会について事例として取り上げるなどわかりやすい内容であった。

議会改革度全国1位の登別市議会のある当地において開催されたことも大きな意義があることであった。

本来の二元代表制を機能させるべく、議決機関としての権能のみならず議事機関、監視する機能の強化、更に政策形成を担えるよう、今後の議員活動につなげていきたい。